平成２５年（フ）第１０６号
新潟県胎内市村松浜1239番地
債務者　鈴木勇二郎
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月30日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２５年（フ）第３６７号
愛知県一宮市緑２丁目３番12号　タウニー緑101号
債務者　おふくろの味おかんこと　篠木すみ子
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月30日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第２３８号
茨城県土浦市霞ケ岡町25番９号
債務者　横田亜希子
1　決定年月日時　平成25年12月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第１８８号
釧路市緑ケ岡２丁目31番17号
債務者　日野　順二
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月29日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第１０８号
栃木県佐野市栃本町2218番地１　相田貸家４号棟、前住所栃木県佐野市大橋町1447番地10
債務者　関塚　　實
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月17日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２５年（フ）第２１４１号
神奈川県綾瀬市寺尾台２丁目32番21号　フォーブルフォルテ101
債務者　比家　朝子
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２１４４号
横浜市泉区緑園３丁目７番地25　長内方
債務者　副島　俊子
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２１５０号
神奈川県藤沢市石川６丁目11番地の９　日神パレステージ湘南台602号
債務者　三浦　慎也
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２１６９号
神奈川県茅ヶ崎市中海岸４丁目７番14号　ジュネス中海岸101
債務者　天野芳代子
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２１７４号
横浜市緑区竹山２丁目４番地３　竹山団地2401棟138号
債務者　鎌田　純一
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３２４号
北海道上川郡東川町東町４丁目５番７－１号
債務者　鈴木　清美
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月５日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３４９号
北海道旭川市東光６条６丁目２番３号　フレンツェ201号室
債務者　伊藤　眞美（旧姓長谷部）
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月５日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３５２号
北海道旭川市神居４条２丁目１番16号
債務者　山本　　進
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月５日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５４８号
静岡県磐田市上神増1235番地35
債務者　堀江　信行
1　決定年月日時　平成25年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月31日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第５５２号
静岡県浜松市北区細江町中川881番地の５、前住所静岡県浜松市北区細江町中川897番地の22
債務者　ジルベルト　バルボザこと　バルボザ　ジルベルト
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月31日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係